

第 57 号 議 案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第 4（第29条関係）			別表第 4（第29条関係）		
港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称	港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称
長崎港	略		長崎港	略	
	浮棧橋及び駐車場	<u>小江ボートパーク</u>			
略			略		

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

長崎港の小江ボートパークの管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。